

令和 8 年度

大田区商店街支援事業の案内



© 大田区

〈お問い合わせ先〉

大田区 産業経済部 産業振興課 産業振興担当（商業）

〒144-0035 大田区南蒲田一丁目 20 番 20 号 大田区産業プラザ PiO

電話 03-5744-1373 FAX 03-6424-8233

E-mail : shogyo@city.ota.tokyo.jp

目 次

1	全般にかかる留意事項及び届出書類	1
イベント・活性化等事業		
2-1	【都・区】商店街チャレンジ戦略支援事業補助金（イベント）	2
2-2	【都・区】商店街チャレンジ戦略支援事業補助金（イベント-若手・女性支援事業）	4
2-3	【都・区】商店街チャレンジ戦略支援事業補助金（イベント-組織活力向上支援事業）	5
2-4	【都・区】商店街チャレンジ戦略支援事業補助金（イベント-女性活躍推進事業）	6
2-5	【都・区】商店街チャレンジ戦略支援事業補助金（イベント-こども事業）	7
2-6	【都・区】商店街チャレンジ戦略支援事業補助金（活性化事業）	8
2-7	【都・区】商店街チャレンジ戦略支援事業補助金（活性化-多言語）	10
2-8	【都・区】商店街チャレンジ戦略支援事業補助金（活性化-キャッシュレス対応）	11
3-1	【都・区】地域連携型商店街事業費補助金（イベント）	12
3-2	【都・区】地域連携型商店街事業費補助金（活性化）	14
4	【都】商店街デジタル化推進事業補助金	15
5	【都】広域支援型商店街事業	16
6	【区】キャッシュレス決済商店街キャンペーン支援事業	17
PR 関連事業		
7	【区】商店街戦略的PR事業費補助金	18
装飾灯関連事業		
8	【区】装飾灯維持管理費補助金	19
9	【区】装飾灯設置等補助金（新設、撤去、移設）	20
10	【都】政策課題対応型商店街事業	21
振興組合等事業		
11	【区】振興組合設立及び振興組合等運営費補助金	23
12	【区】振興組合等青年部設立及び活動費補助金	24

凡例：【都・区】…東京都及び区の合同事業

【都】…東京都の単独事業

【区】…大田区の単独事業

本資料や様式は大田区HPからダウンロード可能です。
適宜、ご活用ください。



若手・起業関連事業		
13	【区】若手商人ネットワーク事業～次世代リーダー育成塾～	25
14	【都】進め！若手商人育成事業	27
15	【都】若手・女性リーダー応援プログラム	29
16	【都】商店街起業・承継支援事業	30
その他		
17	【都】東京都商店街グランプリ	31

凡例：【都・区】…東京都及び区の合同事業

【都】…東京都の単独事業

【区】…大田区の単独事業

本資料や様式は大田区HPからダウンロード可能です。
適宜、ご活用ください。



商店街向け補助事業 早見表①

大田区等が商店会等を支援する制度は多岐に渡ります。

この早見表は支援制度について、目的別・用途別に確認できるようになっています。

各制度の詳細は、該当のページをお読みください。

ご不明点がありましたら、大田区産業振興課までご連絡ください。

	都・区 （商店街 ベンチャ ー事 業） 戦 略 支 援 事 業 補 助 金	都・区 （商店街 ベンチャ ー事 業） 若 手 ジ ・戦 女 略 性 支 援 事 業 補 助 金	都・区 （商店街 ベンチャ ー事 業） 組 織 活 力 向 上 支 援 事 業 補 助 金	都・区 （商店街 ベンチャ ー事 業） レ ン ジ 活 力 向 上 支 援 事 業 補 助 金	都・区 （商店街 ベンチャ ー事 業） レ ン ジ 活 力 向 上 支 援 事 業 補 助 金	都・区 （商店街 ベンチャ ー事 業） レ ン ジ 活 力 向 上 支 援 事 業 補 助 金	都 （地 域 連 携 型 商 店 街 事 業） 事 業 費 補 助 金	都 （廣 域 支 援 型 商 店 街 事 業） 事 業 費 補 助 金	若 手 商 人 次 世 代 リ ー タ ク 育 成 塾 ）
	P.2	P.4	P.5	P.6	P.7	P.12	P.16	P.25	
イベ ント	自会のみでイベントを開催する	●		●		●			
	他の商店会と一緒にイベントを共催する	●				●	●		
	大田区以外の商店会と一緒にイベントを共催する							●	
	商店会の5名以上の若手が主体となってイベントを開催する								
	商店会の5名以上の女性会員が主体となってイベントを開催する								
	こどもをターゲットとしたイベントを開催する。					●			
	近隣2会以上、4名以上の若手が一緒にイベントを実施する								●
	町会等と実行委員会を組織してイベントを開催する						●		
	振興組合・協同組合がイベントを開催する	●		●		●			
	イルミネーション等の季節の装飾を行いたい ※備品購入のみは不可	●		●			●		●
	インバウンドに向けたイベントを開催する								
	人流調査、ビックデータを活用した調査等を行いたい	●							

※補助事業によっては前年度に「事業計画書」の提出が必要です。提出がない事業の申請は原則できません。

※装飾物の路上設置等にあたっては道路管理者や警察に許可申請が必要な場合があります。関係法令を遵守してください。

商店街向け補助事業 早見表②

	都・区	都・区	都・区	都・区	都	区	区	都
	(商店街活性化事業) 商店街活性化 チャレンジ戦略支援事業補助金	(商店街活性化事業) 商店街活性化 チャレンジ戦略支援事業補助金	(商店街活性化事業) 商店街活性化 チャレンジ戦略支援事業補助金	(地域連携型商店街事業費補助金)	商店街デジタル化推進事業補助金	装飾灯維持管理費補助金	装飾灯設置等補助金 (新設、撤去、移設)	政策課題対応型商店街事業
	P.8	P.10	P.11	P.14	P.15	P.19	P.20	P.21
装飾灯・アーチ	建て替えたい	●					●	
	撤去したい						●	●
	移設したい						●	
	修繕したい (再塗装、根巻補強、耐震補強等)	●						
	小規模な修繕を行いたい (ソケット交換等)					●		
	装飾灯の電球交換をしたい					●		●
	装飾灯電球をLED化したい							●
	看板を設置・リニューアルしたい ※アーチや装飾灯に付隨するもの	●						

※補助事業によっては前年度に「事業計画書」の提出が必要です。提出がない事業の申請は原則できません。

※PR媒体の路上設置等においては道路管理者や警察に許可申請が必要な場合があります。関係法令を遵守してください。

商店街向け補助事業 早見表③

	都・区	都・区	都・区	都・区	都	区	区	都
PR媒体作成・IT活用	(商店街活性化事業) 〔商店街活性化支援事業補助金〕	(商店街活性化事業) 〔多言語対応支援事業補助金〕	(商店街活性化事業) 〔多言語対応支援事業補助金〕	(地域連携型商店街事業費補助金)	商店街デジタル化推進事業補助金	キヤツシユンペーン支援事業	商店街戦略的PR事業費補助金	政策課題対応型商店街事業
	P.8	P.10	P.11	P.14	P.15	P.17	P.18	P.21
ホームページを新設したい	●	●					●	
ホームページをリニューアルしたい							●	
外国人受け入れのためホームページを多言語化したい		●					●	
SNSアカウントを立ち上げたい・SNSで商店会の情報発信したい							●	
デジタルサイネージを設置したい	●			●	●			
商店街フラッグを作成したい							●	
商店街マップを作成したい	●						●	
商店会におけるキャッシュレス決済導入の促進をしたい						●		
キャッシュレス決済機器を会員店舗に導入したい			●		●			
商店街アプリやECサイト等を構築したい					●			
フリーWi-Fiを設置したい	●			●	●			
外国人受け入れのために環境整備したい		●						●

※補助事業によっては前年度に「事業計画書」の提出が必要です。提出がない事業の申請は原則できません。

商店街向け補助事業 早見表④

	都	区	区	区	都	都	都
	商店街専門家派遣 ・調査計画策定支援	商店巡回相談	振興組合設立及び振興組合等運営費補助金	振興組合等青年部設立及び活動費補助金	進め！若手商人育成事業	若手・女性リーダー応援プログラム	商店街起業・承継支援事業
	区へご連絡ください	P.23	P.24	P.27	P.29	P.30	
商店街運営支援	支援制度全般の概要を知りたい		●				
	新たな商店街づくりを計画・実施したい						
	商店街の事業計画を策定したい	●			●		
	街区内のニーズ調査等を行いたい	●					
	事業運営や財務等について専門家に相談したい・伴走支援してほしい	●			●		
	商店街役員やその候補者が基礎知識を身に付けたい				●		
	事務のデジタル化について相談したい		●				
	会員店舗等とのコミュニケーションツールについて相談したい		●				
	振興組合・協同組合の運営費を補助してほしい	●		●			
	振興組合・協同組合の青年部を設立したい			●			
会員店舗支援	振興組合・協同組合の青年部活動費を補助してほしい			●			
	商店街で開業したい				●	●	●
	チャレンジショップで販売経験を積みたい				●		
	商店街の店舗を事業承継したい						●
	商店街での店舗経営を専門家に相談したい				●		
	店舗経営に役立つセミナー・研修を受講したい				●	●	

※補助事業によっては前年度に「事業計画書」の提出が必要です。提出がない事業の申請は原則できません。

※PR媒体の路上設置等にあたっては道路管理者や警察に許可申請が必要な場合があります。関係法令を遵守してください。

1 全般にかかる留意事項及び届出書類

郵送での提出も一部可能です。郵便事故等で不着の恐れもありますので、
郵送された場合は、確認のご連絡をお願いします。

(1) 留意事項

- 申請書・実績報告書・補助金請求書等に使用する代表者印は、代表者変更の場合を除き、年度を通じて必ず同一の印鑑を使用して下さい。
不備がある場合、補助金の支払いに時間を要する可能性があります。
- 申請書・実績報告書・補助金請求書等は、最新の様式を使用してください。
- 提出書類の原本は、事業終了の翌年度から5年間保管してください。
要綱の規定に基づき、検査を行う場合があります。
- 本資料中の「補助対象経費限度額」は、補助金上限額である「補助限度額」に対応した金額を記載しています。
- 本資料中の補助限度額は要綱上の金額です。事業計画書に基づき、予算の範囲内で補助いたします。

(2) 届出書類

以下の①～④について、令和8年6月12日（金）までに大田区商店街連合会にご提出ください。

① 商業関係団体届出書 (様式番号1)

区の補助を受ける商店会は、商業関係団体届出書の提出が条件となります。併せて、会員及び役員名簿、会則又は規約、商店街の位置図、直近12か月分の決算関係書類をご提出ください。届出書の基準日は4月1日です。代表者等が変更となった場合は、変更後速やかに商業関係団体届出事項変更及び解散届出書（様式番号2）を産業振興課へご提出ください。

② 令和9年度商店街事業計画書 ※様式は後日送付予定

令和9年度予算に反映するために、全ての商店会に提出をお願いしています。期日までにご提出が無い場合は令和9年度に予算化できないため、事業実施できない場合があります。また、事業内容や事業総額はできるだけ具体的に記載してください。活性化事業を計画する場合、令和8年10月9日（金）までに、見積書を区へご提出ください。

③ 委任状 (様式番号4)

補助金申請者にあたる商店会代表者と口座名義人名が異なる場合（会計担当名義の口座等）は、毎年度ご提出が必要です。

④ 支払金口座振替依頼書兼債権者登録届

補助金の支払いは、大田区から直接商店会の口座へ振込みます。届出済みの口座内容から変更が生じた商店会は、以下の書類をご提出ください。

- 支払金口座振替依頼書兼債権者登録届（区HPよりダウンロード）
- 通帳表紙（会名が分かるもの）及び見開き1ページ目の写し

2-1 商店街チャレンジ戦略支援事業補助金（イベント事業）【都・区】

（1）概要

商店街が主体的に実施し、販売促進や認知向上等の効果を生み、商店街の活性化が期待できるイベント経費の一部を補助します。

（2）補助内容

補助対象経費はイベント実施に伴う周知費、会場設営費、景品購入費、記念品購入費、出演料等です。

ただし、チラシ・ポスター等の作成のみを費用計上、または実施する事業は補助の対象外です。周知物のみ制作する場合はP.18「商店街戦略的PR事業費補助金」をご検討ください。

	法人商店街※1	任意商店街※1	新規法人化商店街※2
補助対象経費限度額	900万円	900万円	900万円
補助限度額※3	600万円	600万円	600万円
補助率	2/3	2/3	2/3
利用可能回数※4	2回	2回	3回

※1 業種団体とみなされるもの及び区全域を対象区域としている団体は除きます。

※2 新規法人化商店街は、法人化当該年度または翌年度から3か年の間が該当します。

※3 共催で実施する場合は、別途1回事業を行うことができるほか、補助限度額が1,200万円となります。

※4 周知費の補助対象経費限度額は100万円となります。（共催の場合も同様）

共催での実施について

共催で実施する場合は、別途1回事業を行うことができるほか、補助限度額が1,200万円となります。景品費の補助対象経費限度額は通常90万円ですが、共催の場合は180万円となります。また、記念品費の補助対象経費限度額は通常50万円ですが、共催の場合は100万円となります。申請する場合は、次の①～③の手続きを行ってください。

- ①補助金交付に関わる事務手続きを代表となる商店街が行うこととする協定書を作成（様式自由）。
- ②代表となる商店街が経費等をとりまとめた申請書と経費負担按分表（様式番号16）を作成し、協定書を添えて提出してください。
- ③実績報告時も代表となる商店街がとりまとめ、実績報告書（様式番号28）と経費負担按分表（様式番号16）を作成し提出してください。

なお、共催事業の場合、共催する商店街の経費負担が0円になることは想定されていません。

共催事業では、各商店街の経費負担額は原則等分であり、そうでない場合は合理的な理由が必要になります。また、交付申請時の按分比率を実績報告時に変更することは原則不可です。変更が生じた場合は、その理由を明記してください。負担した経費負担額及び受領した補助金については、

(3) 事業例

(1) 文化、歴史など地域資源を活かしたイベント

- ①季節のイベント（七夕、盆踊り、クリスマス等）
- ②スポーツイベント
- ③スタンプラリー、ウォーカーラリー
- ④各種フェスティバル、コンクール（コンサート、音楽祭、ストリートアート、シャッター アートコンクール等）
- ⑤地産地消イベント
- ⑥観光物産展
- ⑦朝市、夜市

(2) 資源リサイクル、環境対策に資するイベント

- ①エコキャンペーン（アルミ缶・ペットボトル等回収、エコバッグ配布、ごみゼロイベント等）
- ②クリーンキャンペーン（地域清掃イベント等）
- ③フリーマーケット
- ④リサイクル用品フェア

(3) 地域福祉、健康に資するイベント

- ①高齢者用品フェア
- ②高齢者等を招待してのイベント
- ③健康フェスティバル

(4) 防犯防災や生活安全に資するイベント

- ①防犯・防災フェア
- ②防災・避難体験訓練イベント
- ③交通安全キャンペーン

(4) 申請方法

産業振興課へ、次の4点の書類を、令和8年3月2日(月)までに提出してください。

- ・商店街チャレンジ戦略支援事業補助金交付申請書・・・ 様式番号 10
- ・第2面（別紙）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式番号 11
- ・第3面（事業経費別明細）・・・・・・・・・・・・ 様式番号 12
- ・景品・記念品チェックシート・・・・・・・・ 様式番号 34、35

※各様式は大田区ホームページよりダウンロードできます。→→→→



(5) その他

該当する商店街は限られますが、商店街チャレンジ戦略支援事業補助金において直近の利用実績がない商店街に対する小額支援の特例があります。

小額支援の特例

申請年度及び前年度において商店街チャレンジ戦略支援補助事業や政策課題対応型商店街事業等を利用していないほか、防災や環境など当該商店街にふさわしいテーマがあるなどの一定の条件を満たす場合に限り、補助率が8/9、補助限度額が88万8千円となる小額支援制度があります。補助対象経費や申請方法等は、通常の商店街チャレンジ戦略支援事業のイベント事業と同様です（ただし、1か年度につきイベント事業及び活性化事業を各々1回まで利用可能）。なお、2か年にわたって同一内容での申請が可能ですが、3年目以降は、通常のイベント事業での申請が必要となります。

2-2 商店街チャレンジ戦略支援事業補助金 (イベント－若手・女性支援事業)【都・区】

東京都による制度変更が予定されています。
あわせて、大田区の制度も変更予定です。
申請予定の会には別途、
地区担当から個別にご案内をいたします。

2-3 商店街チャレンジ戦略支援事業補助金 (イベント－組織活力向上支援事業)【都・区】

(1) 概要

法人化している商店街組織そのものの維持や活性化を後押しすることで、魅力ある商店街の増加に繋げていくため、法人会のみに限り、イベント回数をイベント事業に加え、別途1回実施可能とします。

(2) 補助内容

組織活力向上支援事業	
補助対象経費限度額	900万円
補助限度額	825万円
補助率	11/12
利用可能回数	1回

(3) 利用要件等

- ・法人化している商店街（振興組合、協同組合等）であることが必要です。
- ・事業にあたり組織力の向上につながる取組が実施されることが必要です。
- ・法人化している商店街の場合、共同懸賞（※）は年間3回かつ年間70日以内しか実施ができません。事業内容にご注意ください。

※懸賞とは、「商品・サービスの利用者に対し、くじ等の偶然性、特定行為の優劣等によって景品類を提供すること」です。法人化している商店街が実施する懸賞は原則「共同懸賞」となります。主に景品購入費を計上している事業が該当します。

※補助金活用にかかわらず自主事業として実施する共同懸賞も含めて、年間3回かつ年間70日以内の規定となります。ご注意ください。

(4) 申請方法

- 産業振興課へ、次の3点の書類を、令和8年3月2日(月)までに提出してください。
- ・商店街チャレンジ戦略支援事業補助金交付申請書・・・ 様式番号 10
 - ・第2面（別紙）・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式番号 11
 - ・第3面（事業経費別明細）・・・・・・・・・・・・ 様式番号 12
 - ・景品・記念品チェックシート・・・・・・・・・・・・ 様式番号 34、35

各様式は大田区ホームページよりダウンロードできます。→→



2-4 商店街チャレンジ戦略支援事業補助金 (イベント－女性活躍推進事業)【都・区】

東京都による制度変更が予定されています。
あわせて、大田区の制度も変更予定です。
申請予定の会には別途、
地区担当から個別にご案内をいたします。

2-5 商店街チャレンジ戦略支援事業補助金 (イベント－こども応援事業)【都・区】

(1) 概要

こどもをターゲットに実施するイベント事業について、イベント回数を既存イベント事業に加え、別途1回実施可能とします。

(2) 補助内容

	こども応援事業
補助対象経費限度額	100万円
補助限度額	88万8千円
補助率	8/9
利用可能回数	1回まで

(3) 利用要件等

- (1) 商店会等がこども(※)向けに実施する事業であること
- (2) 事業内容が「こども向け」であること
- (3) 対外的な周知物に「こども向け」の事業であることを記載すること
- (4) 交付申請及び実績報告において、事業効果欄にこどもに対するイベント効果を記載すること

*本事業の「こども」の定義は、18歳(または高校生)までとなります。

(4) 申請方法

- 産業振興課へ、次の3点の書類を、令和8年3月2日(月)までに提出してください。
- ・商店街チャレンジ戦略支援事業補助金交付申請書・・・ 様式番号 10
 - ・第2面(別紙)・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式番号 11
 - ・第3面(事業経費別明細)・・・・・・・・・・・・ 様式番号 12
 - ・景品・記念品チェックシート・・・・・・・・ 様式番号 35



各様式は大田区ホームページよりダウンロードできます。→→

2-6 商店街チャレンジ戦略支援事業補助金（活性化事業）【都・区】

（1）概要

施設整備や販売促進等の商店街活性化を図るための事業で、イベント事業でないものについて、その経費の一部を補助します。

（2）補助内容

	法人商店街※1	任意商店街※1	新規法人化商店街※2
補助対象経費限度額	1億5,000万円	3,000万円	1億5,000万円
補助限度額	1億円	2,000万円	1億2,500万円
補助率	2/3	2/3	5/6
利用可能回数（※3）	1回	1回	1回

※1 業種団体とみなされるもの及び区全域を対象区域としている団体は除きます。

また、商業ビルや地下街における商店街については、原則として、活性化事業の対象外です。

※2 新規法人化商店街は、法人化当該年度又は翌年度が該当します。

※3 利用回数は活性化-多言語対応事業・キャッシュレス対応事業と併せて1年度1事業申請可能です。

（3）事業例

（1）施設を整備する事業
①街路灯整備・改修 ②カラー舗装 ③アーケードの設置・改修 ④アーチ整備、改修 ⑤モニュメント設置 ⑥放送用スピーカー設置 ⑦商店街会館建設、改修 ⑧商店街事務所設置、改修 ⑨統一看板設置 ⑩ポケットパーク整備 ⑪ファサード整備 ⑫来街者用トイレ設置 ⑬駐車場・駐輪場整備 ⑭消火栓スタンドパイプの整備 ⑮基本設計・実施設計 ⑯AEDの設置・更新
（2）IT機能の強化を図るための事業
①ホームページ作成 ②ポイントカード導入 ③キャッシュレス決済導入 ④ECマース導入 ⑤POSシステム導入 ⑥スマートフォンアプリ導入⑦顧客情報システム導入 ⑧フリーWi-Fi整備
（3）顧客利便機能の強化を図るための事業
①お客様向け巡回バスの導入 ②タウンモビリティー導入 ③宅配事業 ④案内板設置 ⑤商店街マップ作成
（4）コミュニティ機能の強化を図るための事業
①空き店舗等の活用事業（交流施設、保育施設、高齢者向け施設等） ②安全パトロール事業 ③エコマナー導入、調査 ④エコ・リサイクル事業（ごみゼロ運動、リサイクル機器設置等）

(4) 申請方法

産業振興課へ、次の4点の書類を、令和8年3月2日（月）までに提出してください。

- ・商店街チャレンジ戦略支援事業補助金交付申請書・・・様式番号 10
- ・第4面（別紙）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式番号 13
- ・第5面（事業経費別明細）・・・・・・・・・・・・ 様式番号 14
- ・見積書（全ての事業で提出が必要です。様式は任意です。）

※別紙2エクセル版は大田区ホームページよりダウンロードできます。→→



(5) 耐用年数

補助事業を利用して設置した装飾灯やホームページには以下のとおり耐用年数の定めがあります。装飾灯の建替え等で補助事業を利用する際は、設置完了日を起算日として、申請年度の4月1日時点で耐用年数が経過しているかを、備品台帳または固定資産台帳でご確認ください。

構造または用途	耐用年数
アーケード又は日よけ設備（主として金属製のもの）	15年
金属造のもの（装飾灯等）	10年
装飾灯等の根巻補修、再塗装、LED電球交換	5年
ホームページ、ソフトウェア	5年
AED（自動体外式除細動器）	4年

※ここに記載の無いものは区までお問合せください。

(6) その他

該当する商店街は限られますが、商店街チャレンジ戦略支援事業補助金等の直近の利用実績がない商店街に対する小額支援の特例があります。

小額支援の特例

申請年度及び前年度において商店街チャレンジ戦略支援補助事業や政策課題対応型商店街事業等を利用していないほか、防災や環境など当該商店街にふさわしいテーマがあるなどの一定の条件を満たす場合に限り、補助率が8/9、補助限度額が88万8千円となる小額支援制度があります。補助対象経費や申請方法等は、通常の商店街チャレンジ戦略支援事業の活性化事業と同様です（ただし、1か年度につきイベント事業及び活性化事業を各々1回まで利用可能）。なお、2か年連続での申請が可能ですが、3年目以降は、通常の活性化事業での申請が必要となります。

2-7 商店街チャレンジ戦略支援事業補助 (活性化事業-多言語対応事業)【都・区】

(1) 概要

多言語による情報提供等、外国人受入のための環境を整備することで、商店街での地域の役割を高め、商店街の活性化を図る取り組みについて、その経費の一部を補助します。

(2) 補助内容

	法人商店街	任意商店街	新規法人化商店街
補助対象経費限度額	1,000 万円	1,000 万円	1,000 万円
補助限度額	833 万円	833 万円	833 万円
補助率	5/6	5/6	5/6
利用可能事業数	1 回	1 回	1 回

※利用回数は活性化-活性化事業・キャッシュレス対応事業と併せて1年度1事業申請可能です。

(3) 事業例

外国人受入のための環境整備に係る事業

- ①無線LAN環境の整備 ②デジタルサイネージの設置 ③多言語対応ホームページの作成 ④免税一括手続ステーションの設置 ⑤英会話研修の実施

※③多言語対応ホームページ作成の場合、既に補助事業で作成したホームページがある場合は耐用年数（5年）の経過が必要です。

なお、既存の多言語未対応ページに多言語化機能を実装する場合に限り、耐用年数以内でも実施可能です。

(4) 申請方法

産業振興課へ、次の4点の書類を、令和8年3月2日(月)までに提出してください。

- ・商店街チャレンジ戦略支援事業補助金交付申請書・・・ 様式番号 10
- ・第4面（別紙）・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式番号 13
- ・第5面（事業経費別明細）・・・・・・・・・・・・ 様式番号 14
- ・見積書（全ての事業で提出が必要です。様式は任意です。）

※別紙2エクセル版は大田区ホームページよりダウンロードできます。→



2-8 商店街チャレンジ戦略支援事業補助金

(活性化事業-キャッシュレス対応事業) 【都・区】

(1) 概要

活性化事業のうちキャッシュレス機器導入等にかかる事業は、以下のとおり補助率が上乗せされます。補助対象となる事業の詳細については、産業振興課までお問合せください。

(2) 補助内容

	法人商店街	任意商店街	新規法人化商店街
補助対象経費限度額	1億円	2,000万円	1億5,000万円
補助限度額	8,333万円	1,666万円	1億2,500万円
補助率	5/6	5/6	5/6
利用可能回数	1回	1回	1回

※活性化-活性化事業・多言語対応事業と併せて1年度1事業申請可能です。

(3) 事業例

キャッシュレス対応にかかる事業が対象です。

補助対象の詳細については、その都度東京都に照会しますので、申請をご検討されている商店会は、区にお問合せください。

類似事業として、P.15「4 商店街デジタル化推進事業補助金【都】」がございます。併せてご確認ください。

(4) 申請方法

産業振興課へ、次の4点の書類を、令和8年3月2日(月)までに提出してください。

- ・商店街チャレンジ戦略支援事業補助金交付申請書・・・ 様式番号 10
- ・第4面(別紙)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式番号 13
- ・第5面(事業経費別明細)・・・・・・・・・・・・ 様式番号 14
- ・見積書(全ての事業で提出が必要です。様式は任意です。)

※別紙2エクセル版は大田区ホームページよりダウンロードできます。→



3-1 地域連携型商店街事業費補助金（イベント事業）【都・区】

(1) 概要

商店街と地域団体（自治会・町会等）で実行委員会を組織し、その実行委員会が実施するイベント経費の一部を補助します。

(2) 補助内容

申請者は実行委員会を代表して商店街となります。事業実施主体は実行委員会となります。補助対象経費は、商店街チャレンジ戦略支援事業補助金のイベント事業と基本的に同様です。ただし、次の点にご注意ください。

- ・実行委員会の構成員は商店街と自治会・町会等あらかじめ指定された団体となります（町会・自治会は1団体で可、その他の団体は2団体以上の加入が条件）。指定外の団体が構成員として加入している場合は、全額補助対象外となることがありますのでご注意ください。
- ・実行委員会の規約や役員名簿、決算書のほか、実行委員会を構成する団体についても同様の書類が求められます。また、実行委員会の負担金に関する割合を示した経費按分表（様式番号16）の提出が必要です。
- ・景品費における補助対象経費の単価は、1万円までです。
- ・商店街店舗での買い物を条件とした抽選会に係る景品費は、全て補助対象外です。
- ・利用は新規・継続いずれか1事業までとします。

	新規イベント※1	継続イベント※2
補助対象経費限度額	1,000万円	1,000万円
補助限度額	800万円	666万円
補助率	4/5	2/3

※1 事業の企画における新規の取組が必要です（新規に該当するかは区へご相談ください）。

※2 過去に実施したイベントを継続して同様の事業企画・取組を実施する場合も対象となります（補助率は2/3となりますのでご注意ください）。

(3) 申請方法

産業振興課へ、次の7点の書類を、令和8年3月2日（月）までに提出してください。

なお、申請方法や提出書類が多岐に渡るため、事前にご相談ください。

- ・地域連携型商店街事業費補助金交付申請書・・・・・・ 様式番号 24・25・26
- ・イベント内容確認表（同事業2年度目以降、新規枠申請の場合） 様式番号 27
- ・商店街の直近の決算書類等
- ・実行委員会の規約、役員名簿、決算書類※1
- ・実行委員会を構成する全ての団体の規約、役員名簿、決算書類※1
- ・経費按分表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式番号 16
- ・委任状※2

※1 設立間もなく1回も決算を経ていない場合、予算書を提出してください。

※2 商店会が補助金の申請から受領、契約等を実行委員会から受任する場合に必要です。

ひな形が必要な場合は区へご相談ください。

3-2 地域連携型商店街事業費補助金（活性化事業）【都・区】

（1）概要

商店街と地域団体（町会・自治会等）とで実行委員会を組織し、実施する活性化事業を支援します。

活性化事業は、原則、中期計画に基づいて実施する初年度の取組についてのみ補助対象です。ただし、中期計画に基づいていれば商店街が行う事業の部分（施設整備事業、空き店舗活用事業等）は3か年度を上限に補助される場合があります。

※都内でも活用事例が少ないため、申請をご検討される場合は、必ず事前に相談をお願いします。東京都と事前協議を行います。

（2）補助内容

補助率は4/5です。申請者は実行委員会を代表して商店街となります。

また、補助限度額は法人化商店街が申請する場合は2億円（補助対象経費上限2億5,000万円）、任意商店街が申請する場合は2,000万円（補助対象経費上限2,500万円）です。

実施可能な活性化事業は、事業実施主体が実行委員会か商店街か地域団体等かによって異なります。また、次の点にご注意ください。

- ・実行委員会の規約や役員名簿、決算書のほか、実行委員会を構成する団体についても同様の書類が求められます。
- ・実行委員会の負担金に関する割合を示した経費按分表の提出が必要です。事業費全体に占める商店街の負担割合が過半となることが要件です。その他、負担割合については細かな規定があります。
- ・実施する場合、原則申請する年度の前年度に、実行委員会による3か年の中期計画の策定及び提出が必要です。中期計画書に盛り込む内容については、産業振興課へお問合せください。
- ・中期計画には東京都が実施する商店街ステップアップ応援事業の専門家派遣、または、東京中小企業振興公社の商店街への専門家派遣（商店街パワーアップ作戦）によるアドバイスを受けていることが要件です。
- ・3か年の中期計画のうち、経費として認められるのは原則初年度のみです。

（3）申請方法

産業振興課へ、次の8点の書類を、令和8年3月2日（月）までに提出してください。なお、申請方法や提出書類が多岐にわたるため、事前にご相談ください。

- ・中期計画書（3か年度以上）※申請前
- ・専門家派遣により助言を受けたことがわかる資料※申請前
- ・地域連携型商店街事業費補助金交付申請書
- ・商店街の直近の決算書類等
- ・実行委員会の規則、役員名簿、決算書類
- ・実行委員会を構成する全ての団体の規約、役員名簿、決算書類
- ・経費按分表
- ・委任状※

※商店会が補助金の申請から受領、契約等を実行委員会から受任する場合に必要です。

ひな形が必要な場合は区へご相談ください。

4 商店街デジタル化推進事業補助金【都】

(1) 概要

デジタル技術を活用し、来街者の利便性向上や集客、新たな販売機会の創出等に取り組む商店街を支援するため、キャッシュレス決済やデジタル活用の導入準備、導入費用、導入後のサポート、デジタル化をPRする経費を補助します。

申請に基づいて都で審査会を行い、実現性や事業効果、波及効果等を総合的に判断して採択されます。

(2) 補助内容

補助率は9／10、補助限度額は1,000万円です。

複数の商店街が連携して事業を行う場合も、1事業の補助限度額は1,000万円となります。

補助対象となるのは、以下の事業です。

- ・キャッシュレス導入

商店街が一体的にキャッシュレス決済を導入する取組

- ・デジタル活用

商店街アプリの開発、商店街ECサイト・ポイントカードシステム・在庫管理システムの構築、その他デジタル技術を活用し商店街の活性化を図る取組

(3) 申請方法

詳細は、東京都にお問い合わせください。

【問合せ先】

東京都産業労働局商工部地域産業振興課商店街振興担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎20階北側

電話：03-5320-4787

5 広域支援型商店街事業【都】

(1) 概要

区市町村単位で取組むには困難な課題や、都内全域への波及効果の見込める広域的な商店街の取組を支援します。

(2) 補助内容

補助率は2/3、補助限度額2,000万円です。対象となるのは主に次の事業です。

- ・都内2以上の区市町村の区域にまたがり、かつ3以上の商店街等が連携して実施するイベント事業
- ・都内2以上の区市町村の区域にまたがり、かつ2以上の商店街の連合会が連携して実施するイベント事業

その他条件として次の内容があります。

- ・1商店街あたりの広域支援型商店街事業（同一事業）での利用を2回までと制限しています。
- ・イベント事業終了までに、派遣を計7回活用することを条件としています。
- ・3年目以降は商店街チャレンジ戦略支援事業補助金を活用いただきます。
- ・必要書類は雇用契約書、給与明細、出勤簿、銀行振込受領書等です。

(3) 申請方法

詳細は、東京都商店街振興組合連合会にお問い合わせください。

【問合せ先】

東京都商店街振興組合連合会

〒104-0061 東京都中央区銀座2-10-18 中小企業会館5階

電話：03-3542-0231

6 キャッシュレス決済商店街キャンペーン支援事業【区】

(1) 概要

商店会におけるキャッシュレス決済導入の促進及び商店街の活性化を目的に、商店会が実施する民間ペイメント事業者のサービスを活用したキャッシュレス決済地域限定キャンペーン事業の経費の一部を補助します。

(2) 補助内容

補助対象経費は以下のとおりです。

- ・キャンペーン運営費
- ・ポイント還元（付与）・クーポンの原資
- ・周知物（チラシ・ポスター）作成費
- ・アプリ説明会経費（会場賃借料・説明スタッフ派遣経費）

	参加店舗数			
	20 店舗	30 店舗	45 店舗	60 店舗
補助対象経費限度額	50 万円	100 万円	200 万円	300 万円
補助限度額	45 万円	90 万円	180 万円	270 万円
補助率	9／10			

※詳細は別途事業チラシをご確認ください。

(3) 申請方法

産業振興課へ、申請書類及び添付書類を申請受付期間中に提出してください。

- 申請書類
- ・次世代型商店街移行支援事業補助金交付申請書
 - ・事業者見積書
 - ・参加予定の店舗リスト

申請受付期間 令和8年4月20日～5月29日

※申請受付期間中であっても、予算上限に達した場合は
受付を終了しますので、ご留意ください。

※予算上限に達しない場合は、別途期間を設定し追加募集します。

7 商店街戦略的PR事業費補助金【区】

詳細は、別途ご案内いたします。

(1) 概要

商店街や個店グループが会員店舗のPRを戦略的に実施する事業を補助します。商店街・個店が連携を強化し、利用促進や新規顧客獲得に寄与することを目的とします。

(2) 補助内容

- ◆申請単位 商店会・・・団体届出が受理された区内商店会（共催可）
グループ・・・5店舗以上の区内店舗で構成されたグループ
- ◆実施期間 交付決定日から令和9年2月28日まで
- ◆申請可能数 1商店会あたり、商店会申請、グループ申請併せて単年度に2事業まで。
ただし、共催が含まれる場合は3事業まで。

(3) グループ申請

- ・5店舗以上の区内店舗が集まってグループを作り、申請できます。
- ・グループのうち過半数は、同じ商店会の会員店舗としてください。
- ・グループの過半数の会員店舗が属する商店会の申請枠を使います。
必ず事前に商店会と相談し、グループ申請の許諾を得てください。
- ・交付申請者名は、グループの過半数の会員店舗が属する商店会の正式名称のあとに、
団体名称(任意可)を記載してください。
- ・グループの半数未満は、他商店会、商店会非加盟、街区外いずれの店舗でも
参加可能です。商店会の枠を越え、複数の店舗を集めて実施できます。
- ・申請代表者は、過半数の会員店舗が属する商店会から選出してください。
- ・補助金は申請代表者名義の口座に振込みます（商店会の口座ではありません）。

(4) 補助対象経費

来街者向けのPR媒体制作費（ポスター、チラシ、マップ、フラッグ、HP・SNS（新設・更新）、動画）や掲載費用が補助対象です。掲載費用のみの計上はできません。

例示していない経費につきましては、事前にご相談ください。但し、景品・記念品購入費、備品・消耗品購入費、会場設営費等は補助の対象外です。

(5) 申請方法等

産業振興課へ、商店街戦略的PR事業費補助金交付申請書に見積書を添えて提出してください。事業開始は交付決定後にお願いします。提出から交付決定まで、2週間程度お時間がかかります。交付決定日より前に発注した経費は補助対象外となりますのでご注意ください。

8 装飾灯維持管理費補助金【区】

(1) 概要

装飾灯、アーチ、アーケード等の電灯料、修繕費に対する補助です。

(2) 補助内容

補助対象経費の対象年月は原則、令和7年6月～令和8年5月分ですのでご注意ください。

① 電灯料補助

基準本数（※）に8,400円を乗じた額、または支払額の5割（上限100万円）を比較し、高い方の金額を補助します。

② 小規模修繕費補助

基準本数（※）に5,000円を乗じた金額を上限に補助します。

補助対象経費は、装飾灯の補修や電球の交換工事、その他維持のために必要な費用です。装飾灯の点検や清掃は補助対象外です。また、生業ではない会員による電球の交換工事等は補助対象外です。

アーケード及びアーチの修繕費も対象です。主として小規模な修繕が対象となりますので、改修等の大規模工事の場合はチャレンジ戦略支援事業（活性化）をご検討ください。

※基準本数・・・直線にした商店街区の長さ（m）を20で除した数
(小数点以下四捨五入)

(3) 申請方法

次の3点の書類を、令和8年6月12日（金）までに区商連へ提出してください。

- ・商店街装飾灯維持管理費補助金交付申請書・・・様式番号70
- ・電灯料の領収書の写しまたは通帳の写し（商店会名の分かる通帳の表紙含む）
- ・小規模修繕に係る工事の領収書（振込明細書）及び内訳がわかるもの

9 装飾灯設置等補助金（新設、撤去、移設）【区】

（1）概要

商店会が所有する装飾灯について、数基単位の、急な新設や撤去、改修に準じた修繕、移設に対して補助します。

（2）補助内容

① 新設・増設・建替え・改修・改修に準じた修繕に対する補助

新設、増設、建替え、改修、改修に準じた修繕（以下「新設等」という。）を実施した場合、1基あたりの経費（補助対象経費上限額 400,000 円）のうち、1/2 の額を補助します。補助対象経費は、新設等に係る工事費です。

② 撤去補助

撤去基數に、1基あたりの撤去経費（補助対象経費上限額 200,000 円）のうち、1/2 の額を補助します。補助対象経費は、装飾灯の撤去に係る工事費です。
撤去地点に装飾灯を建てる（建替える）場合、②撤去補助と①新設・増設・建替え補助は併用不可です。年度が異なる場合も同様です。

③ 移設補助

移設経費の 1/4 の額を補助します。
補助対象経費は、装飾灯の移設に係る工事費です。

（3）申請方法

原則として区の予算化が必要です。令和9年度以降に事業実施を予定している商店街は、「令和9年度商店街事業計画書（P.1 参照、令和8年6月12日（金）提出期限）」に記載してください。

また、撤去の際は、区または都の街路灯の設置が必要となる場合があるため、道路関係部局（区：地域基盤整備第一課・第二課・第三課、都：第二建設事務所）を交えた事前の相談及び調整が必要となります。

実施する場合は、産業振興課へ、次の3点の書類を提出してください。

- ・商店街装飾灯設置等補助金交付申請書・・・・・・・・・・・・ 様式番号 71・72
- ・工事見積書（任意様式）
- ・設置等予定場所の図面（任意様式）

装飾灯の一部撤去やアーチ・アーケードの撤去については、
東京都の「政策課題対応型商店街事業（P.21 参照）」が
補助率等も高いため、計画的な活用をご検討ください。

10 政策課題対応型商店街事業【都】

(1) 概要

特定の課題に対応するための施設整備等に対して、東京都が補助する事業です。

(2) 補助内容

補助率 4/5～9/10、補助限度額は 1 億 2,000 万円です。

ただし、メニュー や 内容によって細かい補助金額の制限がある場合があります。

補助対象経費は、主に設備投資等の費用です。

(3) 補助対象事業

(1) 環境
LED 装飾灯の設置（1基あたり 60 万円まで）※1※2、ソーラー・ハイブリッド型装飾灯の設置、街路灯、アーケード及びアーチへのソーラパネルの設置、装飾灯、アーケードのランプの LED ランプへの交換（1基あたり 30 万円まで）、微細ミストの導入、暑さ対策のスペース・設備の設置
(2) 防災・防犯
装飾灯の点検・撤去、アーケード・アーチの点検・撤去※2、アーケード・アーチの耐震補強、アーケード・アーチの耐震調査、民間交番の設置※3
(3) 福祉※3
バリアフリートイレの設置、障害者・高齢者用のサイン表示、案内設備の設置・改修、授乳及びおむつ替え等のスペース・設備の設置
(4) 物流
共同荷捌きスペース・付帯施設の設置
(5) 国際化対応※3
外国人観光客受け入れのための施設・設備の設置
(6) 買物弱者支援事業※3
宅配サービス、送迎サービス、移動販売等
(7) 再エネ・省エネ推進※4
アーチの LED 化、LED ランプ交換

- ※1 装飾灯の設置や撤去を行う場合は耐用年数を過ぎているかご確認ください（耐用年数P.9参照）
- ※2 「(2) 防災・防犯」で撤去をした場合、再度設置は認められないのでご注意ください。
- ※3 広報・PR経費（450万円〔補助金では360万円〕を限度）も認められます。
- ※4 （7）再エネ・省エネ推進については、「商店街ステップアップ応援事業」の専門家派遣を活用し、相談を受けることが可能です。

(4) 申請方法

- ・本年度の説明会は令和8年2月26日(木)14時～15時30分に開催予定です。
 - ・場所は東京都庁 都民ホール（都議会議事堂1階）です。
 - ・補助金申請にあたって参加は必須ではありません。
 - ・事前申込みは不要です。当日直接会場へお越しください。（1商店街2名まで）
 - ・説明会の資料は令和8年3月以降下記Web上でダウンロード可能です。
<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/shoko/chiiki/jyosei/>
 - ・電話による資料請求（郵送）も可能です。
 - ・詳細は、同封の「令和8年度東京都政策課題対応型商店街事業説明会の御案内」をご覧いただけます。次の問合せ先までご連絡ください。
 - ・令和8年度の区への申請書等の提出締切りは6月10日(水)です。
- ご申請の際は区へ事前にご相談ください。

【問合せ、資料請求先】

東京都産業労働局商工部地域産業振興課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎20階北側

電話：03-5320-4787（直通） FAX：03-5388-1461

11 振興組合設立及び振興組合等運営費補助金【区】

(1) 概要

区内商店街の組織化を図り、振興組合の新規設立と安定した運営の維持するための補助です。

(2) 補助内容

① 新規設立補助

補助限度額は20万円です。補助対象経費は、会議室使用料などに要した経費です。

② 運営費補助

補助率は1/2、補助限度額は16万円（補助対象経費上限32万円）です。

補助対象経費は税理士などの専門家謝礼や備品購入に要した経費です。

(3) 申請方法

振興組合の新規設立又は解散、任意商店街化については、事前に区にご連絡ください。設立後は、速やかに申請書に設立届、経費内訳書、領収書の写しを添えて区に申請してください。

11月中旬頃に申請資料を発送いたしますので、記載の期日までにご申請ください。

ご申請の際は次の書類を区にご提出ください。

- 申請書
- 領収書の写し
- リース契約等の費用を計上する場合、契約書の写し（会名、契約期間、金額、使途がわかるもの）をご提出ください。

12 振興組合等青年部設立及び活動費補助金【区】

(1) 概要

区内商店街の組織力強化を図り、振興組合等の法人化商店会における青年部の新規設立及び安定した運営を推進するために補助します。

(2) 補助内容

① 新規設立補助

補助限度額は 10 万円、補助対象経費は会場使用料などに要した経費です。

② 運営費補助

会議 1 日 1 回（月 1 回程度を目安）に対して 5,000 円とし、年間で 6 万円（4 月から 3 月まで）を上限に活動費を補助します。また、年間の活動報告書の提出により 1 万円の活動費を補助します。

(3) 申請方法

① 青年部の新規設立においては、事前に区にご連絡いただき、設立後 3 週間以内を目処に次の書類を、区へご提出ください。

- ・青年部届出書
- ・申請書
- ・設立経費内訳書、議事録、経費領収書の写し

② 4 月～3 月分の活動費補助について、令和9年3月26日（金）までに、次の書類を区にご提出ください。

- ・申請書
- ・青年部の会議の議事録
- ・年間活動報告書（令和8年 4 月～令和9年 3 月分）
- ・青年部名簿（令和8年 4 月 1 日時点）
- ・委任状（様式番号 4）

13 若手商人ネットワーク事業～次世代リーダー育成塾～【区】

(1) 概要

区内商店街が持続的に発展していくため、商店街組織の後継者となる若手人材の発掘と人材育成を図り、近隣の若手同士がチーム制で活動することで、地元地域における実施体制の構築を支援します。

本事業では、これまで累計 100 名を超える参加者を輩出しています。チーム制でイベント等の企画・実施に取り組むことで商店街活動を実践的に学ぶことができます。

(2) 実施内容

意欲のある若手の商店街会員を対象に、「次世代リーダー育成塾」を実施します。詳細は、本事業の委託先である区商連の募集要項を必ずご確認ください。

【参加要件（予定）】

- ・ 60歳未満の商店街会員
- ・ 隣接する2つ以上の商店街から4名以上がグループを組織すること。
※会員数が50名未満の商店街が含まれる場合は3名でも可。
- ・ 概ね隣接する2駅程度の範囲を実施工リアとし、事業を実施すること。
- ・ 商店街の認知拡大や集客力向上に資するイベント等の事業を実施すること。
- ・ 収益化して自走する等、本事業実施後も継続的な取り組みとなること。

【補助内容（予定）】

補助対象経費を定め、1事業あたり 50 万円を上限に補助します。

【申請方法】

本事業の委託先である区商連にお問い合わせください。

(3) 令和7年度の実施事業例

参加商店街名	事業内容
平和島駅商店会	へいわじまマルシェ
大森ミハラ通り仲町商店会	(マルシェ開催)
仲六郷一丁目商店会	奥蒲田探検マーケット
出村通り共栄会	(SNS キャンペーン+スタンプラリー+グリラクイズ)
蒲田本町商店会	
鶴の木富士見通り商店会	鶴の木 colors プロジェクト

鶴の木銀嶺商店会 鶴の木東口商店会	(ウォークラリー+フードフェス)
おいで通り糀谷商店会 糀谷商店街振興組合 萩中商店街	糀谷エリア ネオプロジェクト Ver.2 (MAP 作成+マルシェ開催)
西馬込商店会 馬込文士村商店会	Nishimagome Project (MAP 作成)



(4) 育成塾出身者の活躍

「次世代リーダー育成塾」で実践を経験した若手商店街会員は、イベントを収益事業化し継続的に実施することで、地域を盛り上げる賑わいの創出に貢献しています。

また、所属している商店街のイベント担当者を担うなどして活躍の場を広げています。

14 進め！若手商人育成事業【都】

(1) 概要

次代の商店街振興を担う若手商人を中心に据えた多面的な「人づくり」を支援します。

(2) 補助内容

① 商店街パワーアップ作戦（専門家派遣）

商店街の活性化や商店（小売・サービス業や飲食店等）の経営改善をお手伝いするため、希望に応じて実務に明るい専門家が現地を訪問し、商店街や商店への個別アドバイス、商店街での勉強会を開催します。

対象者：商店街

② 商店主スキルアップ事業（専門家派遣）

商店（小売・サービス業や飲食店等）の経営力を高めるために、専門家が店舗を訪問し、経営内容等を詳しく分析することで、お店の方向性とこれから取り組むべきことをご提案します。提案に基づく取組は、商店街パワーアップ作戦にて実行のサポートを受けることができます。

対象者：商店街を構成する商店の商店主等

③ 商人大学校（セミナー）

経営意欲あふれる小売店、飲食店、サービス業等の経営者、後継者、従業員を対象に、経営力UPのためのセミナーを基礎・実践に分かれて開催します。

対象者：商店主、後継者、従業員等

④ 商店街リーダー実践力向上塾（都内商店街見学等）

商店街活性化計画を策定するにあたって必要となる基礎理論や各種基礎資料の整備の方法を学ぶことで、論理的に計画を立案する力を習得することができます。

対象者：商店街役員、商店街役員候補者等

⑤ 商店街開業プログラム（商店街起業促進サポート事業）

商店街において、小売・飲食・サービス業等の店舗開業を目指す方を対象として、少人数制による講義を実施します。商店街関係者、小売業界関係者、金融機関、専門家などが入った支援グループを作り、知識の付与のみではなく、商店街、店舗での実習を通した実践的な起業支援を行います。

全10回のセミナーと、現場研修や開業体験を受けられます。

対象者：商店街において創業を希望している方

⑥ 中小売商業活性化フォーラムの実施

商店主等の経営意欲の増進を図るため、講演・セミナー・展示などを実施します。

対象者：商店主、商店街関係者、学生、消費者、関連機関団体職員等

(3) 申請方法

詳細は、(公財) 東京都中小企業振興公社城南支社にお問い合わせください。これまでの成果事例をとりまとめた「事業活用事例集」が公社のホームページに掲載されています。商店街と商店の活性化の参考にしていただければ幸いです。

【問合せ先】

(公財) 東京都中小企業振興公社城南支社 経営支援係
〒144-0035 東京都大田区南蒲田 1-20-20 大田区産業プラザ PiO 3 階
電話 : 03-3733-6284

15 若手・女性リーダー応援プログラム【都】

(1) 概要

商店街の活性化につなげるため、商店街で開業を希望する若手・女性を対象に、開業に要する費用の一部を助成します。

※商店街起業・承継支援事業と比較して、助成額及び助成率を拡大しています。

商店街起業・承継支援事業との併願申請が可能です。詳細はP.30をご参照ください。

(2) 助成内容

助成対象経費 工事費等	店舗新装・改装 工事費等	店舗賃借料
助成限度額	400万円	1年目 15万円／月 2年目 12万円／月 3年目 10万円／月
助成率	3/4	3/4

(3) 助成対象者

商店街で開業予定であり、実店舗を持たない女性、または年度末の時点で39歳以下の男性。

(4) 申請方法

詳細は、(公財)東京都中小企業振興公社城南支社にお問い合わせください。

【問合せ先】

(公財)東京都中小企業振興公社城南支社 助成課

〒101-0022 東京都千代田区神田練塀町3-3 大東ビル4階

電話：03-3251-7894、03-3251-7895

16 商店街起業・承継支援事業【都】

(1) 概要

商店街で「開業」、「事業多角化」のための新規店舗開設または「事業承継」を行う際の店舗改装費等（設備・備品購入費、宣伝・広告費、実務研修受講費、店舗賃借料）に要する費用の一部を助成します。

(2) 助成内容

助成対象経費	店舗新装・改装 工事費等	店舗賃借料
助成限度額	250万円	1年目 15万円／月 2年目 12万円／月 3年目 10万円／月
助成率	2/3	2/3

(3) 助成対象者

- ①開業：開業予定者が新規に実店舗を開設する場合
- ②多角化：既存事業とは異なる分野へ進出する中小企業者が新規に実店舗を開設する場合
- ③事業承継：中小企業者の後継者が引き継ぎ、店舗改装等をする場合

(4) 申請方法

詳細は、(公財)東京都中小企業振興公社城南支社にお問い合わせください。

【問合せ先】

(公財)東京都中小企業振興公社城南支社 助成課
〒101-0022 東京都千代田区神田練塀町3-3 大東ビル4階
電話：03-3251-7926

17 東京都商店街グランプリ（都）

（1）概要

商店街の優れた取り組みや独創的な取り組みを表彰します。他の商店街へも波及させ、更に優れた事業に繋げるため、平成17年から実施している事業です。

（2）表彰特典

受賞者には賞金（5～20万）、表彰状、トロフィー、事業紹介ムービー（一部賞のみ）が贈呈されます。

また、全応募事業を掲載したパンフレットを作成し、都HPにて広くPRします。

（3）対象となる取組

地域の特性を生かし、創意工夫をし、商店街及び地域の活性化を行う取り組みであり、以下①～④の要件を備えていることが応募条件となります。

- ① 実施年度は問わず、現在も事業継続中又は効果が持続していること
- ② 商店街又は商店街の連合会、商工会等が実施したものであること
- ③ 区市町村の推薦があること
- ④ 過去に同一の内容でグランプリ・準グランプリを受賞したことがある事業、表彰年度から遡って3年度以内に同一の内容で優秀賞・奨励賞・特別賞を受賞したことがある事業及び東京都地域連携型モデル商店街事業の指定を受けたことのある事業でないこと

（4）申請方法

申請前に区へご相談ください。

申請様式は区HPにてダウンロードできます。



事業詳細・様式



過去事例集

【水門通り商店街がグランプリを獲得】

令和5年度、大田区からは水門通り商店街振興組合、蒲田東口商店街商業協同組合がエントリーし、水門通り商店街振興組合のイベントマルシェ G-round「地域で描く円と縁」がグランプリを獲得しました。商店街の若手が主体となり、雑色駅前広場にて定期開催しているマルシェです。評価されたポイントは、若手の活躍・育成に繋がった点、補助金に頼らない点、SNSを効果的に活用して出展者とのコミュニケーションを円滑にし、集客にも繋げた点等です。

惜しくも受賞なりませんでしたが、蒲田東口商店街商業協同組合の「フラッグ・アーケードボードを活用した広告獲得による商店街活性化事業」は、商店街が副業人材と共に広告事業の収益化に取り組んだ事業です。

本冊子に記載されている事項は、令和8年1月14日現在の情報です。
状況により変わることがございますので、あらかじめご了承ください。